

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

一般病棟では特別入院基本料を算定しており、1日4人以上の看護職員（准看護師）が勤務しています。時間帯ごとの配置は病棟の掲示を確認してください。

療養病棟では、療養病棟入院料1を算定しており、1日3人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。3人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯ごとの配置は病棟の掲示を確認してください。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の最小化についての基準を満たしております。